

経 済 要 録

国 内

◇準備預金制度の準備率の設定について

日本銀行は6月17日、「準備預金制度に関する法律」および「準備預金制度に関する法律施行令」の改正（いずれも7月1日施行）により超過累進準備率制が導入される運びとなったことに伴い、準備率を以下のように定め7月1日から実施した。

1. 適用対象債務のうち預金（定期積金を含み、外国為替公認銀行における外貨預金および非居住者円預金を除く。以下1.において同じ。）についての準備率

(1) 適用先のうち銀行、長期信用銀行および外国為替銀行（以下「銀行等」という。）ならびに相互銀行および信用金庫の準備率

イ、定期性預金の区分額についての準備率

- | | |
|------------------------------------|------------|
| (イ) 2兆5,000億円を超える金額 | 100分の1.75 |
| (ロ) 1兆2,000億円を超え
2兆5,000億円以下の金額 | 100分の1.375 |
| (ハ) 5,000億円を超え
1兆2,000億円以下の金額 | 100分の0.125 |
| (ニ) 500億円を超え
5,000億円以下の金額 | 100分の0.125 |

ロ、その他の預金の区分額についての準備率

- | | |
|------------------------------------|------------|
| (イ) 2兆5,000億円を超える金額 | 100分の2.5 |
| (ロ) 1兆2,000億円を超え
2兆5,000億円以下の金額 | 100分の2.5 |
| (ハ) 5,000億円を超え
1兆2,000億円以下の金額 | 100分の1.875 |
| (ニ) 500億円を超え
5,000億円以下の金額 | 100分の0.25 |

(2) 適用先のうち農林中央金庫の準備率

- | | |
|---------------------|------------|
| イ、定期性預金の残高についての準備率 | 100分の0.125 |
| ロ、その他の預金の残高についての準備率 | 100分の0.25 |

2. 適用対象債務のうち債券の残高についての銀行等の準備率

100分の0.125

3. 適用対象債務のうち指定金銭信託合同運用口元本および貸付信託元本の残高についての準備率

100分の0.125

4. 適用対象債務のうち外貨預金等および非居住者円勘定にかかる債務についての準備率^(注)

(注) 適用先は外国為替公認銀行に限る。

(1) 外貨預金等についての準備率

イ、非居住者外貨債務の残高についての準備率

100分の0.25

ロ、居住者外貨預金についての準備率

(イ) 定期性預金の残高についての準備率

100分の0.375

(ロ) その他の預金の残高についての準備率

100分の0.5

(2) 非居住者円勘定にかかる債務の残高についての準備率

100分の0.25

◇預金保険制度の整備、拡充について

5月27日、「預金保険法」の一部が改正された（施行は7月1日）。これに伴い「預金保険法施行令の一部を改正する政令」（6月28日、政令第249号）、「預金保険法施行規則の一部を改正する省令」（6月30日、大蔵省令第37号）がそれぞれ公布され、これに基づき預金保険機構の定款、業務方法書も変更された。これは、金融自由化の円滑な進展を図るための環境整備として預金者等の保護の充実を図ることを目的としたものであり、7月1日から預金保険制度は以下のように整備、拡充された。

1. 従来の保険金支払のほか、破綻金融機関に係る合併等に対する資金援助の制度を導入する。
2. 預金保険制度の対象となる金融機関に労働金庫を加える。
3. 保険事故が発生した場合、当該保険事故に係る預金者等に対し普通預金に限り20万円を限度として仮払金を

支払う制度を導入する。

4. 保険事故が発生した金融機関の各預金者に対し支払われる保険金の支払限度額を従来の300万円から1,000万円に上げる。

5. 預金保険機構の日本銀行からの借入金の限度額を従来の500億円から5,000億円まで上げる。また、日本銀行からの借入金の返済のために預金保険機構は、大蔵大臣の認可を受けて金融機関から資金の借入れをすることができるものとする。

◇外銀に対する国債等ディーリング認可について

大蔵省は6月30日付で、ロイズ バンク ビーエルシー、パークレイズ銀行の外銀2行に対し国債等公共債(既発債)の売買(対象玉に制限のないいわゆるフルディーリング)業務を認可した(実施は7月1日)。これによりディーリング認可先金融機関は134行庫から136行庫に拡大された。

◇7～9月のマネーサプライ見通し

日本銀行は7月18日、当面のマネーサプライ見通しについて次のとおり発表した。

61年4～6月のM₂+C D平残の前年比伸び率は+8.5%と前期(+9.0%)に比べ若干低下する見込み。7～9月についても、8%台で推移する見通し。

◇長期国債等の発行条件改定

政府は長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、7月債から実施した(長期国債は6月26日、政府保証債、公募地方債は7月4日にそれぞれ決定)。

国債等の発行条件

		変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	5.1	5.1
	発行価格(円)	98.50	100.00
	応募者利回(%)	5.329	5.1
政府保証債	表面利率(%)	5.8	5.8
	発行価格(円)	98.00	99.50
	応募者利回(%)	6.122	5.879
公募地方債	表面利率(%)	5.8	5.8
	発行価格(円)	98.00	99.50
	応募者利回(%)	6.122	5.879

◇割引国債の発行条件改定

政府は割引国債の発行条件を次のとおり改定し、7月債から実施した(6月26日決定)。

割引国債の発行条件

	変更後	変更前
発行価格(円)	78.25	78.75
応募者利回(%)	5.027	4.893

◇事業債の発行条件改定

引受証券会社は事業債の発行条件を次のとおり改定し7月債から実施した(7月4日決定)。

事業債(AA格債)の発行条件

		変更後	変更前
12年もの	表面利率(%)	6.0	6.0
	発行価格(円)	98.25	99.75
	応募者利回(%)	6.255	6.035